

## 共1 公共土木工事の事務手順の概要

初版 平成22年7月

改定 平成25年4月

改定 平成28年3月

改定 平成31年3月

改定 令和2年3月

## 1 工事関係書類一覧表

### 「工事関係書類様式等ダウンロード一覧」

※加工可能形式ファイル（Excel、Word）は以下のURL参照

[http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka\\_top.html](http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/20141201kansoka/20141201kansoka_top.html)

※一覧表は、しゅん工書類を観点にした書類を掲載している。

建設工事の施工にあたっては、一覧表に掲載した以外の書類が、施工中発生する事案への対応、施工上必要となる監督員指示、及び関係法令等により必要となる場合がある。

## 長野県建設工事工事関係書類一覧表

令和2年4月1日適用

書類作成上の留意事項										書類作成の根拠
種別	NO.	書類名称	契約額 契約額 別不要 書類	受注者 発注者	監督員等 契約担当	監督員等 監督員等	報告 提示	検査職員等 監督員等	監督員等 監督員等	書類作成者の位置付け
設計図書 契約図書	1	共通仕様書	500万円未満	○						平成30年10月1日適用
	2	特記仕様書	500万円未満	○						共通仕様書1-1-1-2
	3	図面	500万円未満	○						共通仕様書1-1-1-2
	4	現場説明書	○	○						・現場説明事項、条件明示事項」を参考に、各発注者により作成する。
	5	質問回答書	○	○						共通仕様書1-1-1-2
	6	工事数量総括表	○							共通仕様書1-1-1-2
その他	7	説明書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×	○	○	○				建設リサイクル法 第2条1項、 公共建設工事における分別解体等、再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木) (23項)
契約書 契約図書	8	工事請負契約書		○	○	○				地方自治法 第234条 長野県財務規則 第140条 建設業法 第19条
契約関係書類	9	契約書別紙 (分別解体の方法等) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×	○	○	○	○*			建設リサイクル法 第3条、 公共建設工事における分別解体等、再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木) (24項)
	10	請負代金内訳書			○	○				工事請負契約書第3条第1項及び第2項
	11	工程表		○	○	○				工事請負契約書第3条第1項
	12	技術者等の通知書		○	○	○				工事請負契約書第10条第1項 建設工事等における受注注希望型競争入札 建設工事等における受注注希望型競争入札 工事請負契約書第20条
	13	前払金請求書		○	○					工事請負契約書第34条第1項
その他	15	コリングス(工事実績)登録 及び(登録内容確認書)	×	○	○	○	○	○		※前払い金を請求する場合に提出する。 ・受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、契約締結後5日以内に発注者に提出する。 ・受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、契約締結後5日以内に発注者に提出する。
	16	電子納品着手時、検査・納品前 協議チェックシート				○	○	○		・電子納品の実施にあたり、チェックシートにより受発注者間で協議・確認を行う。 ・着手時協議チェックシートは、協議前に電子データで監督員に提出。
	17	品質証明員通知書					○	○*		電子納品に係る実施要領 情報共有システム実施要領 ・設計図書で品質証明の対象工事と明示され、品質証明員を定めた場合、書面により 氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督員等に提出する。
その他	18	通知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合				○	○*			建設リサイクル法 第11条、 公共建設工事における分別解体等、再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(25イロハ頁)

種別 NO.	書類名称	契約額 別不要 書類 500 万円未満	書類作成者 受注者 発注者	受注者 監督員等 監督員等	契約担当 監督員等 監督員等	監査員等 監督員等	監査員等 監督員等	提示 提出 報告	提示 提出 報告	書類作成書類の位置付け		書類作成の根拠
										書類作成書類の位置付け		
<b>工事書類</b>												
施工体制確認	19 下請負人通知書			△※	△※					※原則として提出は不要とし、施工体制台帳提出時に「下請負人等一覧表」を提出する。 ・発注者が求めた場合には提出する。施工計画、施工体制台帳作成以前に提出する。 ・場合はその都度提出。 ・契約金額変更に伴い、工事下請契約総額が4,000万円を超える場合、工期途中であつても監理技術者を配置する。	工事請負契約書第7条 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知) 建設業法第26条第2項	
施工計画書	20 施工計画書 (原則として全工事で提出する。 ただし、工事内容等により、監督員等が不要と認めた場合は この限りではない。)			○	○					・大型構造物等複雑な工事においては監督員等の承諾を得て記載する。 ・記載項目(必要のない項目は省略し、現場と整合する内容とする) (1)工事概要、(2)計画工程表、(3)現場組織表、 (4)施工機械(施工用機械、仮設設備計画)、(5)主要資材、 (6)施工方法(主要機械、仮設設備計画)、(7)施工管理計画 (8)安全管理(9)緊急時の体制及び対応、(10)交通管理、 (11)環境対策、(12)現場作業環境の整備、 (13)再生資源の利用促進と建設副産物適正処理方法、(14)過積載防止対策、 (15)関係者との協議予定、(16)その他(21.2.23番の書類を添付する等)	共通仕様書1-1-1-6	
告知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合	21 ×		○	○*						・建設リサイクル法第12条2項、 建設リサイクル法関係省令、 公共建設工事における分別解体等・再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(26)口項		
再生資源利用計画書	22									・施工計画書提出時に下請がある場合は、施工計画書に告知書写しを添付する。 ・施工計画書提出時に下請がある場合は、下請がある場合、NO.16の通知書の写しを監督員から受領、添付して下請業者(建設業を営む者)に告知する。 ・施工計画書提出時に下請がある場合は、施工計画書に告知書写しを添付する。		
再生資源利用促進計画書	23									・施工計画書に含めて提出する。 ・提出様式はCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コbris)※を利用した様式を原則とする。 上記によりがたい場合は、監督員と協議すること。 ※(一財)日本建設情報総合センター(JAIC)が提供する建設副産物の情報を交換サービス。 利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jaic.or.jp/] [http://www.recycle.jaic.or.jp/]		
施工体制確認	24 施工体制台帳 (元請人、下請人に関する事項)									・下請負契約を締結したときは、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」(平成15年10月8日付け15監技第185号)に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場に備え、かつ写しを監督員等に提出しなければならない。 ・施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員等に提出する。 ・下請負人等一覧表を合わせて提出する。	建設業法第24条の7の第1項 人契約第13条第1項 共通仕様書1-1-1-15 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)	

種別	No.	書類名称	契約額 別不要 書類 500 800 万円 未満	受注者 発注者	受注者 監督員等	契約担当 監督員等	提出 報告	提示 監査員等	書類作成者の位置付け		書類作成上の留意事項	書類作成の根拠
									監督員等	監査員等		
施工体制確認書類	25	再下請通知書 (施工体制台帳添付資料)		○	○	○			※再下請がある場合			
施工体制確認書類	26	下請契約書、委託契約書写し (施工体制台帳に添付)		○	○				・産業廃棄物運搬・処分業者への委託契約書は、建設副産物の適正処理の観点からも確認が必要であり、写しを提出する。廃棄物處理に係る許可証の写し及び数量算定表を添付する。		建設業法第24条の7の第2項 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)	
施工体制確認書類	27	施工体制台帳作成建設工事の 下請負人に対する通知の写し (施工体制台帳に添付)		○	○				・受注者は、下請負人に對し、次の事項を書面により通知するとともに書面を工事現場の見やすい場所に掲示する。 1 元請業者の商号又は名称、2 再下請負通知が必要となる旨並びに再下請負通知に係る書類を提出すべき場所		建設業法第24条の7の第2項 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)	
施工体制確認書類	28	施工体系図 (施工体制台帳に添付)		○	○				・受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所にその写しを監督員等に提出しなければならない。		建設業法第24条の7の第4項 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)	
施工体制確認書類	29	建退共発注者用掛金収納書	×	×	○	○			・工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に提出。 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共済証紙を追加請求したときは、工事完成時までに提出する。		共通仕様書1-1-1-52 現場説明書 別紙-3 指導事項(4)	
施工体制確認書類	30	中小企業退職金共済制度等加入証 明書類	×	×	○	○		○	・建退共制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度に加入の共動者がいる」である場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一ヶ月以内に監督員に提出する。 ○ 資料と併し求める場合がある。		共通仕様書1-1-1-52 現場説明書 別紙-3 指導事項(4)	
施工体制確認書類	31	建退共証紙受払等	×	×	○	○			・契約書第18条第1項～5号に該する事実がある場合、事実が確認できる資料を監督員に提出し、確認を求めなければならない。以後の対応は契約書第8条2～5号ならびに19条による。		共通仕様書1-1-1-3 工事請負契約書第18条第1項	
設計図書現地確認資料	32	設計図書照査 契約書18条 第1項該当なし 第2項該当なし		○	○	○			・契約書第18条第1項～5号に該する事実が無い場合、監督員へその旨を報告する。 ・工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、距離、高さ等を確認し、工事請負契約書等との差異が生じた場合、監督員等に測量結果を連絡し、差異が生じた場合、監督員等に測量結果を連絡し、指摘をされなければならない。		土木工事現場必携 共1-9 共通仕様書1-1-1-48	
設計図書現地確認資料	33	工事測量結果 設計図書修正 必要あり 設計図書修正 必要なし		○	○	○			・工事設計図書と差異が無い場合、監督員に測量結果を報告する。		土木工事現場必携 共1-10	
施工状況												
施工管理	34	経緯表	×		○	○			・工事打合せの経緯等を一覧できるよう整理記録する必要がある場合作成する。		土木工事現場必携 共10-2	
	35	材料承認関係資料			○	○			・設計図書で提出を求められている工事材料について、見本または品質を証明する資料を提出する。 ・工事材料を使用するまことに測量を行なうことを明示する場合には、そのケーブル及び品質規格証明書等を照会して確認した資料を事前に監督員等に提出し、監督員等の確認を受ければならない。 ・活用認証該当の製品は、提示、提出いすれも不要。		共通仕様書1-1-1-5 土木工事現場必携 共10-6	
	36	工事記録			○	○			・現場での記録を所定の様式等で毎日記入・保管し、検査時に提出する。		土木工事現場必携 共10-6	
	37	工事打合せ簿			○	○			・発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認し合い、行き違いがないよう に書類に記録しておく事務。 ・打合せの各事項の主な定義は以下とのおり。 ・なお、「指示」「提言」「連絡」の場合は、工事打合せ簿は不要である。 ・協議：書面により契約図書の合意事項について、受注者が対する立場で合議し、結論を得ること。 ・指示：監督員等が、受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施されること。 ・承諾：契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員等または受注者が書面により同意すること。		長野県建設工事事務処理規程第32条2項	
	38	監督日誌			○	○			・日付順にまとめ、工事記録の後に添付する。			

種別 施工状況 書類	NO.	書類名稱	契約額 別不要 書類	受注者 契約担当 監督員等	受注者 監督員等	契約額 別不要 書類	監督員 監督員等 監督員等 監督員等	書類作成者の 受注者作成書類の位置付け			書類作成の根拠	
								提出	報告	提示		
工事施工管理	39	変更施工計画書	500万円未満	○	○	500万円未満	監督員等 監督員等 監督員等 監督員等	●重要な変更が生じた場合、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について提出する。 ※契約額500万未満であっても、現場で発生した災害等への対応が必要な場合など、 ・現場作業終了後、精算時の契約に伴う変更施工計画書は、協議すべき事項が無いため作成不要				共通仕様書1-1-1-6
関係機関協議資料	40		○	○	○	○	○	●工事施工にあたり受注者の行うべき関係官庁及びその他の関係機関への届出等を法令に定めることは設計図書の定めにより実施しなければならない。 ・諸手続にかかる許可、承認等を得たときは、その書面の写しを監督員等に提示されなければならない。なお、監督員等から請求があつた場合は、写しを提出しなければならない。				共通仕様書1-1-1-46
地域住民との打合せ資料	41		○	○	○*	○*	○	●※地元関係者等から工事の施工に關して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもつてその解決に当たなければならない。 ・交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、監査状況を隨時監督員等に報告し、指示がなればそれに従うものとする。				共通仕様書1-1-1-46
材料品質規格証明書	42		○	○*	○	○	○	●「提出」は、設計図書で定められている材料がある場合。 ・材料の品質を証明する、試験成績書、性能試験結果、ミシンシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、検査時まで監督員等へ提示する。				共通仕様書第2章材料編第2節 各材料の品質管理基準
レディーミックスコンクリート納入書	43		○	○	○	○	○	●受注者は、納入書に打設完了時間を記入し、専用印欄にサインをする。納入書は整理保管し、工事しゅん工時に提出する。			H12土木部通知・現場説明事項	
材料等納入伝票	44		×	○	○	○	○	●使用材料等の量を確認する必要がある場合や、納入時期の確認が必要な場合等、監督員等から要請があつた場合は、速かに提出する。			NO.43.ディーミクストコンクリート納入書	
立会依頼	45			○	○*	○	○	●監督員等の立会が必要な場合、あらかじめ※書面または連絡で監督員等に依頼。 ・遮間工程表等他の様式による依頼でも可			共通仕様書1-1-1-24	
段階確認関係書類 （※必要に応じて作成・提出）	46			○	○*	○	○	●受注者は共通仕様書の「段階確認一覧表」に示す確認時期及び特に指定された部分の施工時において、段階確認を受ける。 ・段階確認を行う構造物等の種別、細別、施工予定期限等を監督員等に報告する。報告には月間、遮間工程表等確認予定表を用いることにより、NO45の立会依頼を兼ねることができる。 ・監督員から段階確認実施通知があつた場合は、確認を受けなければならぬ。 ・監督員等の確認を受けた旨を書面を検査時までに監督員等へ提出しなければならない。 ・監督員等は、段階確認において臨場を怠り上じることができないが、受注者は、検査記録表等施工管理記録及び写真等の資料を提出し、確認を受けなければならない。				共通仕様書1-1-1-24
休日・夜間作業届 ※現道上工事の場合	47		○	○	○*	○	○	●官公庁の休日・夜間に作業を行う場合、その理由を監督員等に連絡する。 ・現道上の工事については書面により提出しなければならない。			共通仕様書1-1-1-47	
安全管理	48	安全教育訓練実施資料	×	○	○	○	○	●安全教育・訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督員等の請求があつた場合は直ちに提示する。			共通仕様書1-1-1-37	
工事事故報告書	49	工事事故連報、報告書		○	○*			●機関に連報する。 ・工事事故報告書は監督員が指示する様式で提出する。			共通仕様書1-1-1-37、1-1-1-40	
現場休業届	50		○	○	○*	○	○	●※災害が発生した場合は、応急措置を講じるとともに直ちに監督員等に連絡及び関係機関に連報する。 ・※年末年始等一週間程度の現場休業が予想され、発注者が求める場合報告する。			土木工事現場必携 共8-47	
過積載防止対策	51		○	○	○	○	○	●（提出）対策について、施工計画書の施工方法に具体的に記載する。 ・（提示）点検記録・写真等を監督員等の請求があつた場合、提示する。			現場説明書6周辺環境保全関係(4) 過積載の防止	
施工工程管理	52	実施工工程表	×	○	○	○	○	●施工計画書の計画工程表により施工。 ・表は工事内容に応じた方式により作成。 ・応急工事等当初工事計画が困難な工事については省略できる。			土木工事施工管理基準第6(1)	
施工状況	53	工事履行報告		○	○	○	○	●履行状況を所定の様式等で報告する。 ・遮間工程表など他の様式でも可			契約書第11条・共通仕様書1-1-1-34	

種別 NO.	書類名称	契約額 500 万円未満	契約額 800 万円未満	受注者	書類作成者	受注者作成書類の位置付け	書類等作成上の留意事項			書類作成の根拠
							提出 ○	報告 ○	提示 ○	
出来形管理	出来形管理表又は出来形管理図	54	出来形管理表又は出来形管理図				○	○	○	監査員等・監督員担当
	出来形計算書	55	80%出来形図・数量計算書				○	○	○	監査員等・監督員等
品質管理	品質管理表又は品質管理図	56	品質管理表又は品質管理図				○			監査員等・監督員等
その他	産業廃棄物管理票(アニフェスト) ※産業廃棄物が搬出される工事	57	産業廃棄物管理票(アニフェスト)				○	○	○	監督員等
	県外産資材使用報告書	58	県外産資材使用報告書				○	○	○	監督員等
	県産土木用材产地証明書	59	県産土木用材产地証明書				○	○	○	監督員等
	下請契約における 契約書に係る届出 ※事案発生毎隨時	60	県外企業採用報告書 契約書に係る届出				○	○	○	監督員等
工事書類	出来形管理表又は出来形管理図	61	出来形管理表又は出来形管理図	×			○	○	○	監督員等
	品質證明書	62	品質證明書	×			○	○	○	監督員等
	品質證明書 ※設計図書で品質証明の対象工事 と明示規定された場合	63	100%出来形図				○	○	○	監督員等
	品質證明書 ※設計図書で品質証明の対象構造物が要領 に該当する場合	64	品質證明書	×			○	○	○	監督員等
	品質證明書 ※設計図書で品質記録保存要領(平成21年1月1日最終改正)に基づいて作成し、検査時に提出する。	65	品質證明書				○	○	○	監督員等
	品質記録保存・対象構造物が要領 に該当する場合	66	品質記録保存・対象構造物が要領 に該当する場合				○	○	○	監督員等
	工事写真	67	工事写真				○	○	○	監督員等
その他	創意工夫・社会性等に関する説明資料※該当項目有の場合	68	創意工夫・社会性等に関する説明資料※該当項目有の場合	×			○	○	○	監督員等
	再生資源利用実施書	69	再生資源利用実施書				○	○	○	監督員等

・No.7「再生資源化等報告書」に添付し提出する。  
 ・提出様式はCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コブリス)※によることを原則とし、印刷して提出すること(電子データの納品は不要)。  
 上記に上がりがしい場合は、監督員と協議すること。  
 一財日本建設情報セントー(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。利用には登録と利用料金が必要  
[\[http://www.recycle.jacic.or.jp/\]](http://www.recycle.jacic.or.jp/)

資源サイクル法関係法令、  
 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施  
 要領(土木)(2)口頭

種別 NO.	書類名称	契約額 別不要 書類 500 万円未 満	受注者 監督員等	書類作成者 発注者 監督員等	受注者生成書類の位置付け		書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
					振出	報告		
70	再生資源利用促進実施書	○ ○					・No.71「再資源化等報告書」に添付し提出する。 ・提出様式はCOBRI(建設副産物情報交換システム、通称コブリ)※によることを原則と し、印刷して提出すること(電子データの納品は不要)。 上記によりがない場合は、監督員と協議すること。 ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換 サービス。利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jacic.or.jp/]】	
71	再資源化等報告書	×			○ ○		・特定建設資材廃棄物の再資源化完了時、提出する。発注者保管。	
72	マニフェスト集計表			○ ○*			・廃棄物種類毎に集計する。※マニフェストを発行した廃棄物がある場合。	
契約関係書類	73 完成通知書(しゅんじゆ)			○ ○				土木工事現場必携 共12-57
	74 引渡書			○ ○*			工事請負契約書第31条1項	
	75 請求書			○ ○			工事請負契約書第31条4項	
							工事請負契約書第32条1項	

### 【工事関係書類について】

- 1 一本一覧表は、長野県土木工事共通仕様書(建設部: H26.8.1適用)共通編1-1-1-26「工事しゅん工書類の納品」一般事項における「具体的な書類内容及び簡素化出来るもの」を明確に示すものである。
- 2 書類等を作成する順番に配慮して記載しているが、種別によつても整理しており、必ずしも作成する順番になつてない場合もある。
- 3 必要に応じて「提出」する書類については、※により、必要な場合を示している。

### 【契約額別不要書類について】

- 1 一覧表に掲げた書類は、設計図書に指定がある場合に作成しなければならないもの及び下記2項を除き、提出、報告、提示の区別に關わらず作成・収集等を行う必要がある。
- 2 「契約額別不要書類」欄で「×」の記載がある書類は、法令等の基準により、契約額によって作成する必要がない場合である。

### 【受注者作成書類の位置付けの定義】

上表に記載されていない詳細な内容、区分等については、長野県土木工事共通仕様書の該当項目を合わせて参照すること。

#### 〔契約額別不要書類に対する対応〕

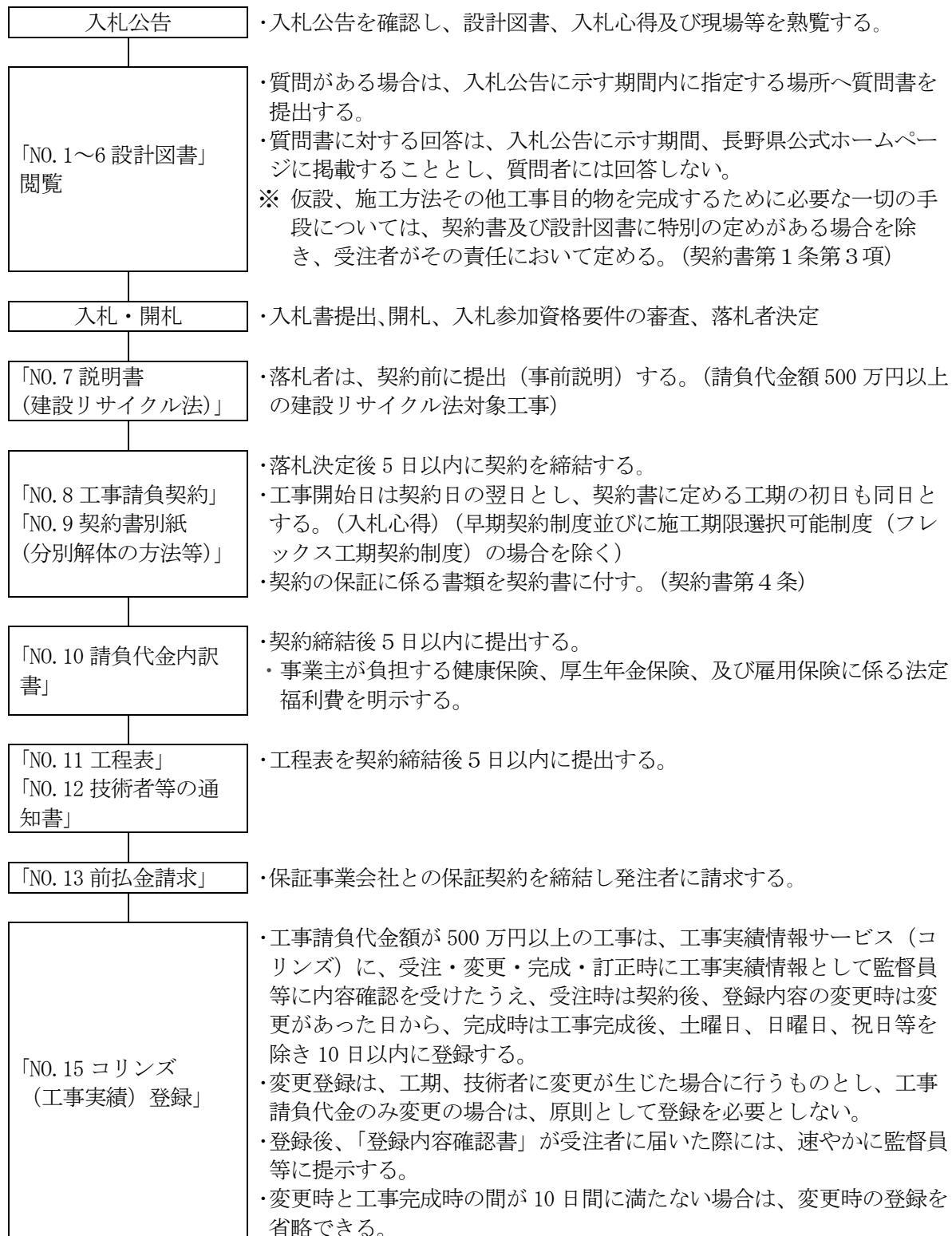
- 「提出」： 監督員等が受注者に対し、または受注者が監督員等に対し工事に於ける書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。  
書面とは、手書き、印刷等工事打合せ等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものと有効とする。  
ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

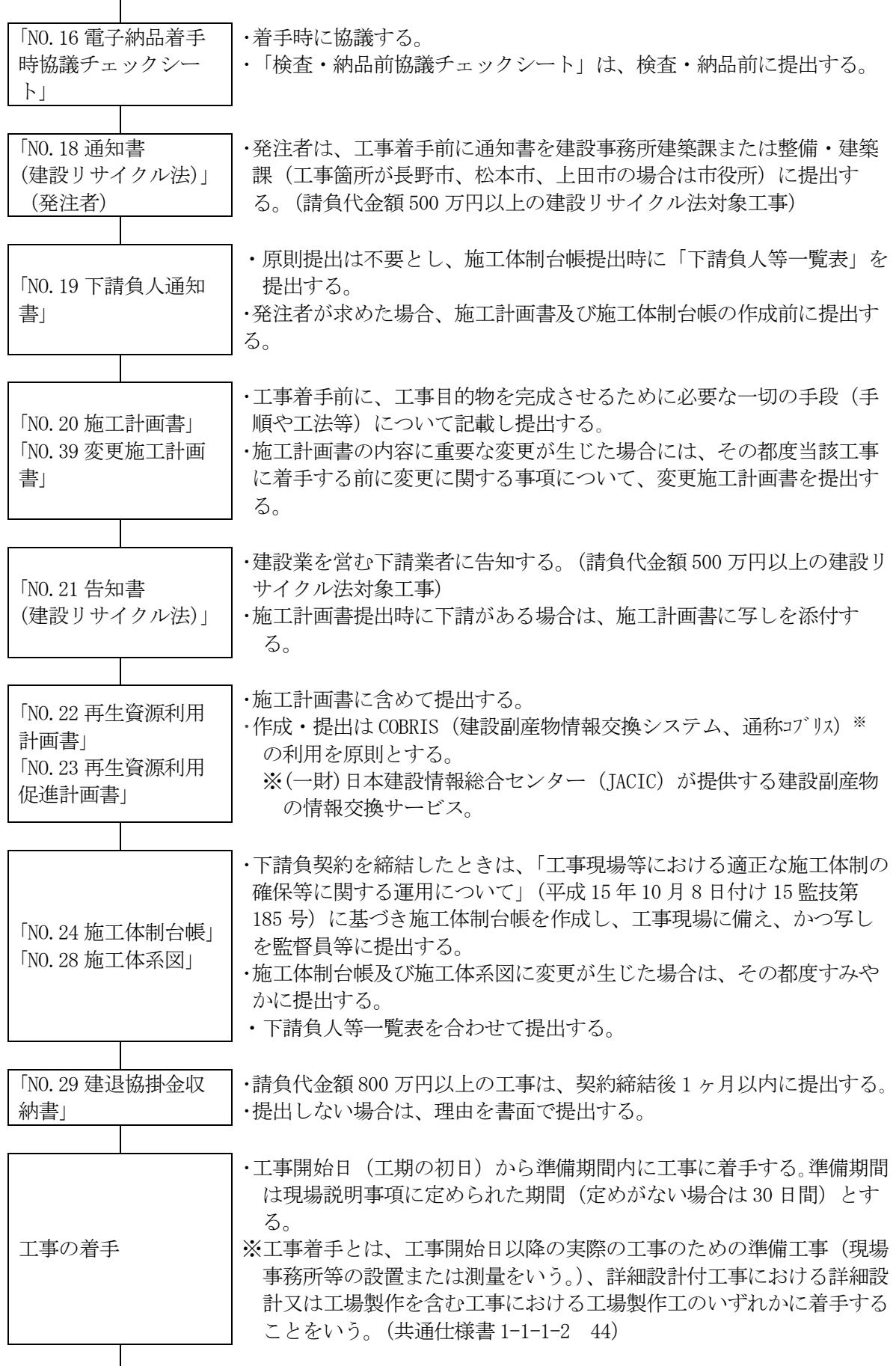
- 「報告」： 受注者が監督員等に対し、工事の状況または結果について書面により知らせるこをいわ。  
「提示」： 監督員等が受注者に対し、または受注者が監督員等または検査職員に対して工事に關わる書面またはその他の資料を示し、説明すること。  
「連絡」： 監督員等が受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない、事項または緊急で伝達すべき項目について、口頭、ファクシミ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせるこをいわ。なお、後日、書面による伝達は不要とする。

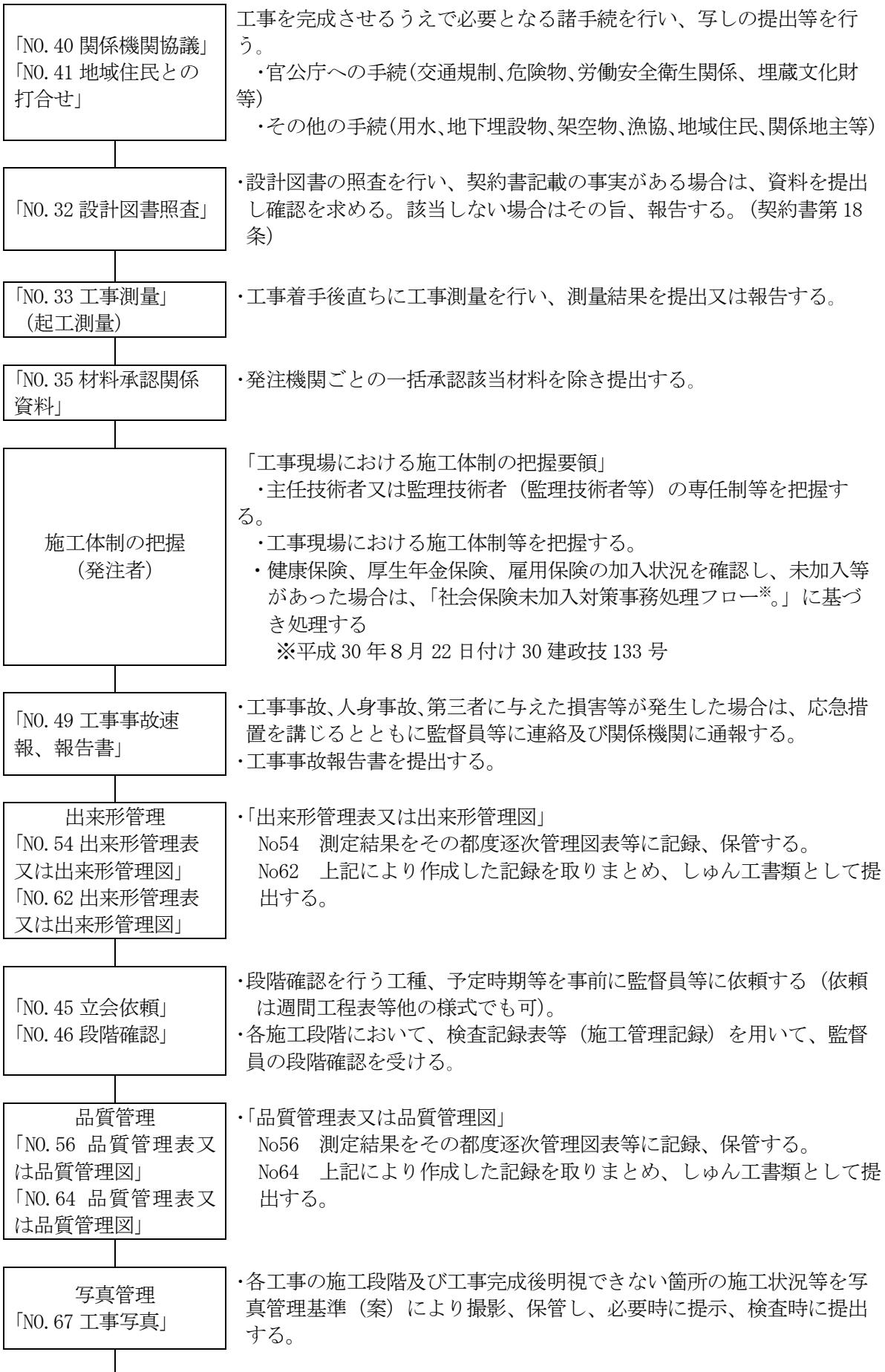
## 2 事務手順フロー

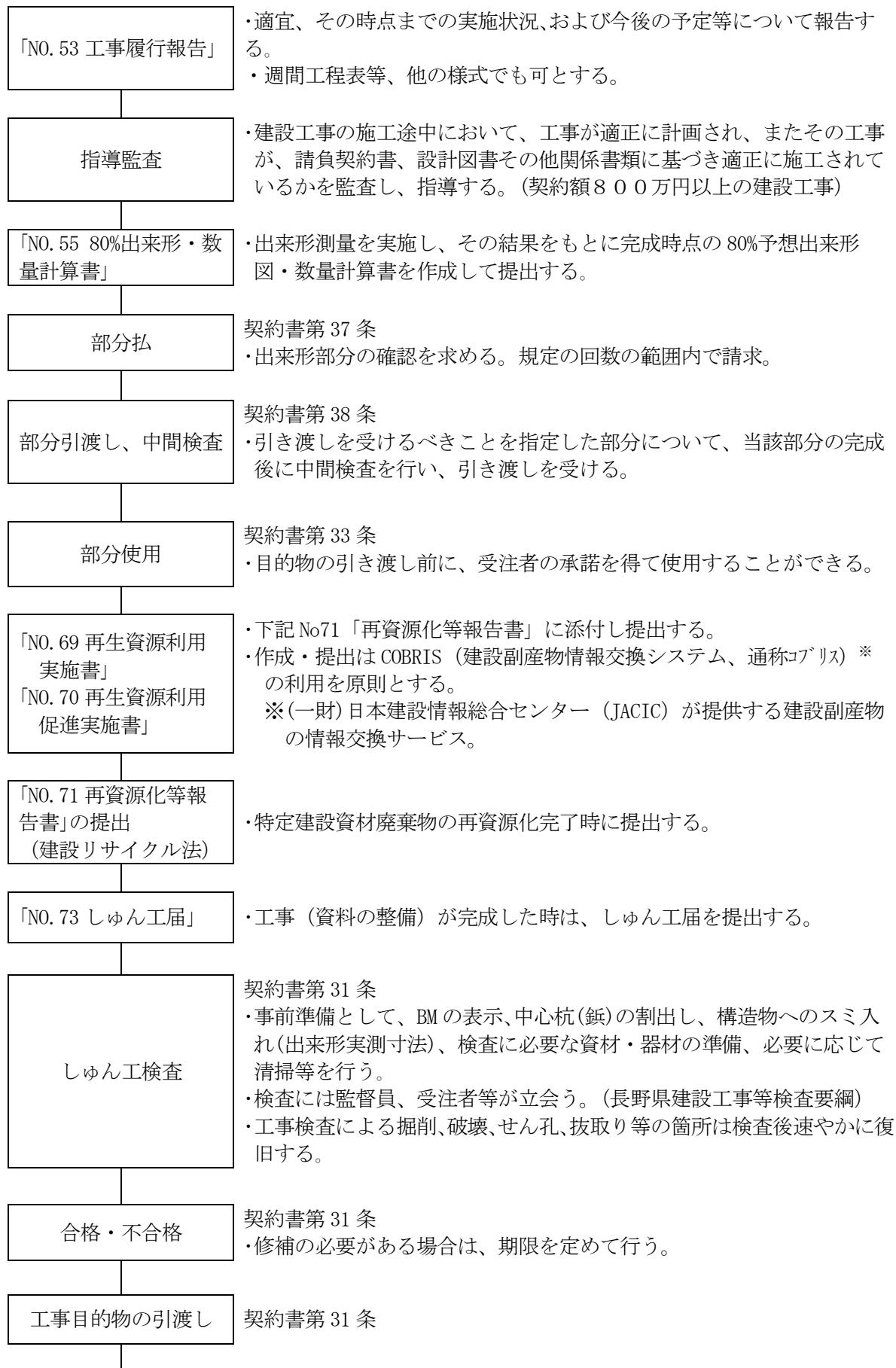
※標準的なフローを示す。建設工事の施工にあたっては、個々の現場の状況により、必ずしも記載の手順どおりになるとは限らない。

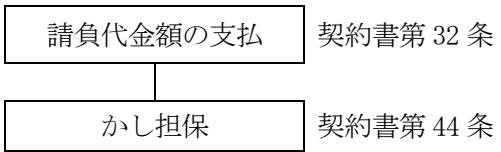
※「NO.」は工事関係書類一覧表（案）の番号と同一











### 3 現場に掲示する標識・看板

種別	番号	名 称	掲示の根拠	掲示の対象者		備考
				工事 関係者	公衆	
法律規則等で掲示が定められている標識等	1	建設業の許可票	・建設業法第40条		○	
	2	労災保険関係成立票	・労働者災害補償保険法施行規則第49条	○		
	3	施工体系図	・建設業法第24条の7 第4項 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項	○	○	
	4	作業主任者	・労働安全衛生規則第18条	○		
	5	施工体制台帳作成建設工事の通知の写し	・建設業法第24条の7	○		
準じる標識等	6	建退共シール (設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識) H11.3.18)	・建退共制度改善方策について(労働省、建設省、建退共本部 H11.3.18)	○		
	7	道路使用許可証	・許可条件書			携行
	8	道路占用許可証	・長野県道路占用工事共通仕様書第14条	○		占用工事
その他標識等	9	緊急時連絡系統図		○		
	10	工事工程表 (工事工程案内)			○	
	11	安全掲示板		○		
	12	週休2日を実施する工事である旨を明示する掲示板	週休2日工事実施要領	○	○	実施工事のみ

## 標識・看板例

1 建設業の許可証

2 労災関係成立票

<b>建設業の許可票</b>	
商号又は名称	
代表者の氏名	
監理・技術者の 主任氏名	専任の有無
資格名	資格者証 交付番号
一般建設業又は 特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	許可( - )第 号
許可年月日	平成 年 月 日

35cm 以上

○保険関係成立年月日 :

- ・一括有期事業（請負金額1.9億円未満）・・・会社が保険関係成立届けを労働基準監督署に届けた日、又は毎年の更新日
- ・単独有期事業（請負金額1.9億円以上）・・・単独工事の保険関係成立届けを労働基準監督署に届けた日

一括有期事業（下記の要件を満たす場合に、有期事業を一括して1つの事業とみなす）

- ①事業主が同一人であること
- ②それぞれの事業が建設事業か立木伐採の事業のいずれか一方のみに該当すること。
- ③それぞれの事業が他の有期事業の全部又は一部と同時に行われること。
- ④それぞれの事業の規模について、概算保険料額が160万円未満であって、かつ、建設の事業においては、請負金額が1億9,000万円未満、立木の伐採の事業においては、素材の見込み生産量が1,000平方メートル未満であること。
- ⑤それぞれの事業の種類が、建設業においては、労災保険率表による事業の種類が同一であること。
- ⑥それぞれの事業に係る保険料納付事務が1つの事務所で取り扱われ、かつ、それぞれの事業がその一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域、又はそれと近接する都道府県の管轄区域内で行われるものであること。

ただし、「機械装置の組立又は据付の事業」の一括については、地域制限はありません。

保険関係成立年月日	平成 年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

35cm 以上

25cm 以上

25cm 以上

4 作業主任者

作業主任者・作業指揮者選任表			
作業区分	選任者	協力会社名	修番号
地山の掘削作業			
土止め支保工作業			
型わく支保工の組立て等作業			
足場の組立て等作業			
酸素欠乏危険作業			
鉄骨組立て等作業			
有機溶剤作業			
ガス溶接作業			
コンクリート造工作物の解体等作業			
特定化学物質作業			
くい打機・くい抜機組立解体作業			
クレーン組立解体作業			
リフト組立解体作業			
車両系建設機械作業			

## 足場の組立て等 作業主任者の職務

1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
2. 器具、工具、安全帯及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
4. 安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者 氏名	
-------------	--

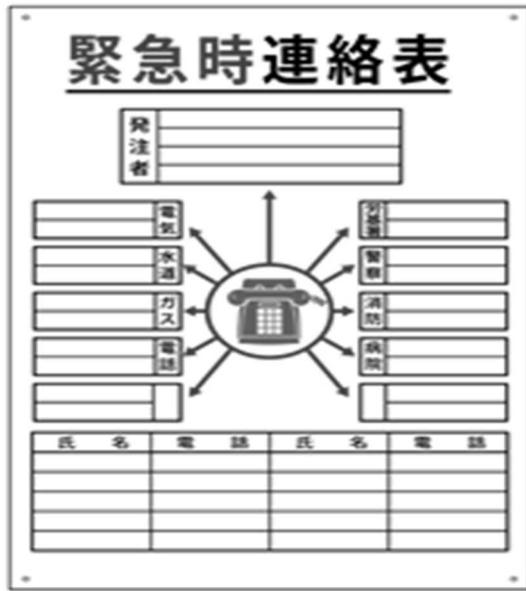
## 6 建退共シール



## 8 道路占用許可証

道路占用使用許可証					
工事名	許可年月日	許可番号	許可範囲	許可期間	許可権者
板 囲	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日～	長
	延長	m	年 月 日まで		警察署長
足 代	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日から	長
	延長	m	年 月 日まで		警察署長
こ 道 構 台	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日から	長
	延長	m	年 月 日まで		警察署長
道 路 よ び	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日から	知事
沿 道 挖 さ く	平成 年 月 日 第	号	延長	年 月 日まで	
	延長	m	年 月 日から		
	平成 年 月 日 第	号	出巾 m	年 月 日まで	
	延長	m	年 月 日から		

## 9 緊急時連絡系統図



## 10 工事工程表

ご近隣の皆様へ	
今週の作業予定	
月	
火	
水	
木	
金	
土	
日	

お気付の点は下記迄ご連絡下さい。

TEL \_\_\_\_\_

## 11 安全掲示板

+ 安全掲示板		
H 無災害登録表		
目標時間 1000000 時間 日月曜日 現在 320714 時間 工期 平成 年 月 日 平成 年 月 日		
Q 建設用クレーンの標準合図法		
M 玉掛ワイヤロープの点検 今月 の点検色は 赤 色です		
E お知らせ		
A 今月の安全目標		
B 今週の安全目標		
L 作業主任者		
資格名	会社名	氏名
K 有資格者		
資格名	会社名	氏名